

地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会の概要

1 評価委員会とは

地方独立行政法人法の規定に基づき設置を義務付けられた市の附属機関です。

2 評価委員会の目的

法人の業務の実績に関する評価や財務諸表等の承認に当たっての意見提示を行うほか、評価結果を踏まえ必要に応じて業務運営の改善、勧告などを行うことを職務としています。

3 評価委員会の所掌事務（今回の役割）

(1) 平成24年度業務実績に関する評価

法人から評価委員会に提出された平成24年度業務実績報告書に基づき次のことを行います。

- ① 事業年度における業務の実績についての評価
- ② 同評価結果の法人・市長に対する通知
- ③ 同評価結果の通知・勧告の公表

【必要に応じて】

- ④ 同評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告

(2) 財務諸表の確認

市長は、法人から提出された財務諸表を承認する際は必ず評価委員会に意見を求めなければなりません。そのため、評価委員会は、次の事項について確認を行い市長に意見を提示します。

- ① 財務諸表及び添付書類
- ② 財務諸表の整合